

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、 小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案について (概要)

1. 改正案の趣旨

教育基本法、学校教育法の改正等を踏まえ、平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案の公表を行うものである。

2. 改正案の主な内容

(1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

小学校及び中学校等の各教科等の授業時数を変更し、総授業時数を増加するとともに、小学校の教育課程に外国語活動を加える。

(2) 幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案

(改訂の基本的考え方)

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

3. 今後のスケジュール (予定)

平成20年	2月15日	案の公表、パブリックコメント開始 (3月16日まで)
	3月末	官報告示
平成21年	4月1日	幼稚園教育要領 施行
	4月1日	小・中学校において移行措置 (先行実施) 開始
平成23年	4月1日	小学校学習指導要領施行 (全面実施)
平成24年	4月1日	中学校学習指導要領施行 (全面実施)